

1

国民年金と
厚生年金

まず、年金の基本的な仕組みを頭に入れよう

対象者

定年退職者
中途退職者

① すべての人に共通する国民年金

わが国の公的年金制度は国民皆年金が大原則で、国民年金がすべての国民に共通する公的年金としての役割を担っています。

国民年金の被保険者は下のとおり第1号から第3号に分かれています。

国民年金の被保険者

自営業者、自営業者の妻、
学生、無職の人

国民年金の第1号被保険者

民間のサラリーマン、OL

国民年金の第2号被保険者であり、
かつ厚生年金に加入

公務員、私立学校の教職員

国民年金の第2号被保険者であり、
かつ共済年金に加入

民間のサラリーマンや公務員等
の配偶者（20歳以上60歳未満）

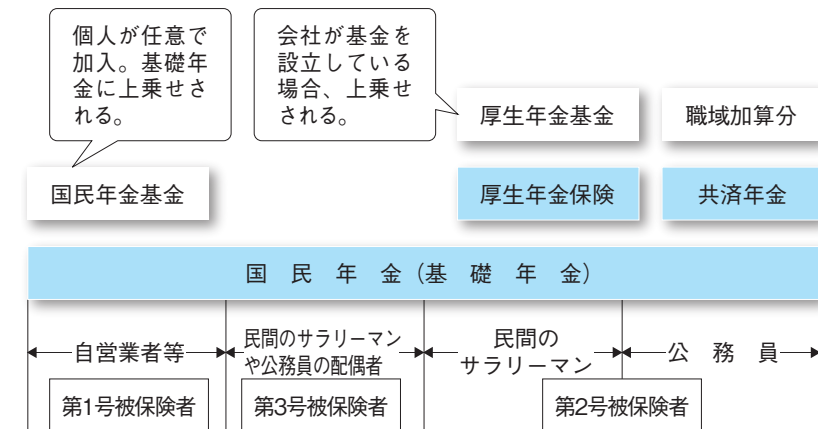
国民年金の第3号被保険者である

※上記のいずれの条件にも該当しない人は、第1号被保険者になる。

② 上積みの年金給付

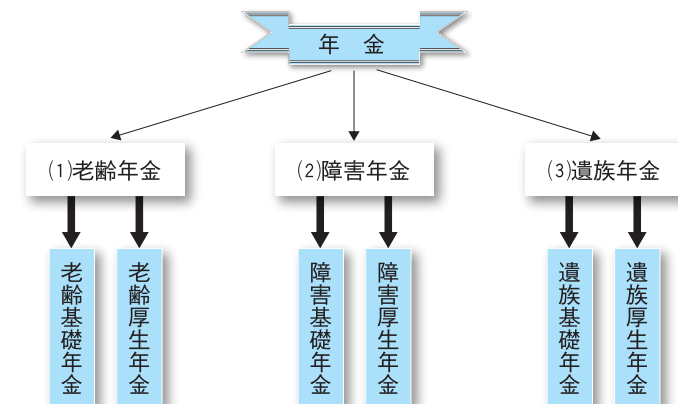
次ページの図で示すように、民間のサラリーマンや公務員ら第2号被保険者には国民年金の上に2階建てあるいは3階建ての上積みの年金給付があります。第1号被保険者も、国民年金基金に加入すれば年

金額を増やすことができますが、加入はあくまで本人の自由選択です。



③ もらえる年金の種類(民間のサラリーマンのケース)

年金には、(1)老齢年金、(2)障害年金、(3)遺族年金の3種類があります。



(1)老齢年金…原則として65歳になったときに支給されます。老後の生活保障のために、国民年金から支給される老齢基礎年金と、それに上乗せする年金として支給される老齢厚生年金とがあります。
 ④ 老齢基礎年金の額は、792,100円（平成20年度価格）です。ただし、これは20歳から60歳に達するまでの40年間についてすべて保険料